



マル経融資制度

小規模事業者
経営改善資金
融資制度

商工会議所の推薦により、(株)日本政策金融公庫から融資を受ける制度です。一般マル経・新型コロナウイルス対策マル経ともに、融資対象について共通の要件があります。

融資対象

- 常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）は5人以下）の事業者
- 因島商工会議所の経営指導を6か月以上受けている方
- 因島商工会議所地区内で、1 年以上事業を営んでいる方
- 確定申告を行い、税金を完納されている方

※(株)日本政策金融公庫の非対象業種の方はご利用いただけません。

※本融資制度は、事業用の資金調達をするための公的金融制度で、商工会議所の推薦により、融資を受ける制度です。融資にあたっては、貴社の経営内容をよくお聞きした上での実行となります。内容や審査によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、予めご了承願います。

一般マル経

資金用途	融資限度額	金利	返済期間
運転資金 ■仕入資金、買入金・手形決済資金 ■外注費の支払資金 ■給与・賞与等諸経費の支払い など	2,000 万円 ※1,500 万円を超える申込の場合、事業計画書などの作成が必要です。	年 1.45% 令和 6 年 6 月 1 日 （現在）	7 年以内 据置 1 年以内 10 年以内 据置 2 年以内
設備資金 ■店舗・工場改装、営業車購入 ■機械・設備・什器の購入 など			

設備資金でマル経利用の方はマル経の利率より当初 2 年間 0.5%引き下げになります。※利率下限 0.3%（5 年間で 2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる設備投資を行う方のみ対象）

創業後 3 か月以上の事業者で雇用者給与等支給額が直近の決算期と比較して 2.5%以上増加する見込みがある、または既に増加した方については【賃上げ利率特例制度】が適用可能です（マル経金利-0.5%）※下限 0.3%

【別枠】新型コロナウイルス対策マル経

【期限】令和 6 年 6 月 30 日まで

ご利用いただける方	融資限度額	金利
最近 1 か月の売上高又は過去 6 か月の平均売上高が前 5 年いずれかの同期と比較して新型コロナウイルス由来で 5%以上減少している、又は債務負担が重くなっている事業者	別枠 1,000 万円	経営改善利率より当初 3 年間、0.5%引下げ(1.45%→0.95%)
返済期間	運転資金・設備資金共に 20 年以内（据置 5 年以内）	

利子補給金交付制度（尾道市）

一般マル経・新型コロナマル経を利用した事業者は、下記要件全てを満たすことで尾道市独自の利子補給が受けられます。

- ①市内に事業所を構え同一事業を 1 年以上営む ②令和 8 年 3 月末までに対象融資を受ける ③納税成績が良好
⇒3 年間 1%/年の利子相当額を補給（1%未満の時はその利率）

◇お問合せ・ご相談は因島商工会議所まで TEL: 0845-22-2211

